

河内長野市ネーミングライツ導入に係る基本方針

1. ネーミングライツ導入の目的

河内長野市が所有する施設へのネーミングライツを事業者等が取得することにより、事業者等の広告及び地域貢献の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、事業者等とのパートナーシップにより、市の施設の魅力向上、地域の活性化、持続可能な財政構造の実現及び利用者・市民サービスの向上に寄与することを目的に、ネーミングライツを導入する。

2. ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツとは

ネーミングライツは、市施設に、企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利（施設の愛称命名権）のことで、市と事業者等との契約により、市の施設に愛称を付与させる代わりに、当該事業者等からその対価を得て、施設の持続可能な運営に資する有料広告事業の一形態です。施設の所有権や経営権には影響を及ぼさないことを前提条件とするもので、また、付された名称は、契約期間内における愛称であって、当該施設の条例上の正式名称を変えるものではありません。

ネーミングライツを取得した事業者等を、「ネーミングライツパートナー」と呼びます。

(2) 導入のメリット

①ネーミングライツパートナーにとって

◎PR効果が期待できます

愛称が、本市の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果が期待できます。

◎地域活性化に貢献できます

愛称を付けた施設を利用した魅力あるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

◎イメージアップにつながります

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

②市民・本市にとって

◎施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります

◎その財源の活用により、施設利用者・市民サービスの向上が期待できます

3. ネーミングライツの対象施設

スポーツ施設、文化施設、野外活動施設、公園、その他の貸館施設や道路施設等（及びその一部）について、幅広い観点からネーミングライツの導入を検討していきます。

4. 契約期間の考え方

3年以上を原則とし、各施設の性格や業務内容等に応じて決定します。（更新については、優先交渉権があります。）

ただし、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

5. ネーミングライツパートナーの募集

(1) 募集方法

ネーミングライツパートナーの募集は、施設ごとに行い、原則公募とします。

(2) 募集要項

募集に必要な事項については、施設ごとに募集要項等を作成します。

(3) 周知方法

市ホームページ、市広報紙への掲載や報道機関への情報提供などにより市民や企業等に幅広く周知します。

(4) 募集期間

募集の期間は、原則30日以上とします。

(5) 契約金額

施設の規模や利用者数、イベント開催数、メディアへの露出度、類似施設との比較等を考慮し、施設ごとに算定します。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取りやめます。

6. 応募資格

概ね次の①～③の条件を満たす事業者等とし、施設ごとに募集要項で規定します。

①法人であること

②河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）及び河内長野市有料広告掲載事業に関する掲載基準（以下「掲載基準」という。）を満たしていること

③その他必要な事項として、市長が定めるもの

7. 愛称

（1）愛称の付与の基準

施設の設置目的にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど市民等の理解が得られるもので、基本要綱及び掲載基準に合致するものとします。

（2）愛称の変更

契約期間内の愛称の変更はできません。

（3）その他

「キックス」や「ラブリーホール」など、すでに別の愛称（「現愛称」）を付けている施設については、新たな愛称付与にあたり、事前に「現愛称」命名者等と協議を行ったうえで、命名者等の意向を踏まえて、当該「現愛称」を盛り込むなどの条件を付ける場合があります。

※「キックス」の場合、「●●キックス」もしくは「キックス●●」など。

8. ネーミングライツパートナーの選定方法

（1）選定審査

選定審査にあたっては、必要に応じて事前に「現愛称」命名者等の意見などを聴取したうえで、施設の所管部局に、審査会（担当部長、担当課長、必要に応じて担当職員、有料広告事業を統括する部長及び課長並びに必要に応じて有料広告事業を担当する職員）を設置して行うこととします。なお、審査会では、提示価格、愛称の内容、社会貢献等について総合的な評価を行い、順位を付します。

最終審査会としては、庁議で、審査会の評価結果を基に、評価基準、評価結果、契約条件、愛称の内容等を審査、検証したうえで、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者を決定します。

(2) 選定基準

施設ごとに、概ね次の基準（例示）をもとに定めます。

①応募事業者等について

- ・ 応募資格を満たしているか
- ・ 経営は安定しているか
- ・ 地域社会への貢献度は
- ・ 施設と応募事業者等の理念・事業内容がマッチしているかなど

②愛称等について

- ・ 親しみやすさ、呼びやすさは
- ・ 施設設置の目的にふさわしいものか
- ・ 施設の管理運営に支障が生じないかなど
- ・ 「現愛称」命名者等の意向を踏まえたネーミングであるか

③期間について

- ・ 安定したネーミングライツ運用が図られる期間かどうかなど

④契約金額

- ・ 応募金額は妥当かなど

⑤指定管理者の同意

- ・ 指定管理者を公募した施設においては、指定管理者の同意が得られたか

⑥その他

- ・ 応募にあたり、施設の魅力向上や地域活性化につながる提案があるか
- ・ その提案は、実現可能かどうかなど

(3) 結果通知

応募者全員に、結果を通知します。

9. 市民等への意見聴取

ネーミングライツの導入に当たっては、市は市民等からの意見を聴取します。

意見の聴取方法については、「河内長野市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき実施するものとします。

10. ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定・契約

庁議による優先交渉権者決定後は、パブリックコメントによる意見等を聴取し、さらにその結果を審査したうえで、当該優先交渉権者と協議し、協議が整えばネーミングライツパートナーに決定し、契約を締結します。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定すれば、市ホームページへの掲載や報道機関への情報提供により当該ネーミングライツパートナーの名称、住所、契約金額及び契約期間等を公表します。

なお、選定されなかった法人等については、公表しないものとします。

1 1. 契約金の使途

当該施設にかかる市民サービスのさらなる向上のために必要な事業の財源に充てます。

1 2. 名称変更に伴う費用の負担

(1) 看板等

当該施設の看板等の変更は、愛称使用開始時期を目途としてネーミングライツパートナーが施工するものとし、それに要する費用も別途ネーミングライツパートナーの負担とします。ただし、その施工の範囲、実施時期及び内容は、本市と別途協議のうえ、決定します。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とします。

(2) 道路標識・都市サイン

本市が設置した道路標識及び都市サインを、愛称付与に伴って変更する場合の費用及び契約終了後の原状回復にかかる費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

1 3. 契約の解除

契約当事者の事情・瑕疵により、当該施設の愛称の維持が困難な状況になった場合は、契約を解除することがあります。ネーミングライツパートナーの事情・瑕疵による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

14. その他

この基本方針に記載のない事項については、公募の際に作成する募集要項等で定めるものとします。また、この基本方針によることが、特別の事情等により困難である場合についても、別の取扱いを募集要項等で定めるものとします。

15. 適用日

この基本方針は、平成25年12月 5日から施行します。